

就任ごあいさつ



副議長 土屋善旦



議長 鈴木源六

日ごろから市政全般にわたり、市民の皆さまには温かいご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。このたび、私どもは、五月臨時会におきまして、議長、副議長に就任いたしました。議会運営の重責を担うとともに、市政全般への幅広い目配りなど職務の遂行に全力を傾ける所存でございます。

不景気の風がまだまだに吹き、世の中全体が沈滞ムードにおおわれている今こそ、蒲郡市を元気なまちにしたいと強く願います。市政運営に必要な財源の確保が厳しいことは申すまでもありませんが、限られた財源を効率的に運用して、皆さまの「思い」を確実に反映させなければなりません。市議会が皆さまの意思を表す議決機関であることは当然ですが、さらに、皆さまの代表として市政運営の監視機関であることも再認識しています。行政と一体になって、がんばってまいりますので、皆さまのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

措置を継続します。ただし、市街化区域の農地については、課税標準額の上限を評価額の三分の一とする措置を新設します。

また、用途変更宅地等は、平成十二年度から平成十四年度に適用したみなし課税方式を、引き続き平成十五年年度から平成十七年度までの間適用します。

都市計画税については、従来、固定資産税における税負担の引下げ及び据置措置を条例で行っていましたが、今回、固定資産税と同

様に法定化されたので、規定の新設及び削除を行います。ただし、市街化区域農地については、課税標準額の上限を評価額の三分の二とし、用途変更宅地等はみなし課税方式を平成十五年年度から平成十七年度まで引き続き適用します。

また、特別土地保有税は平成十五年以降課税を停止します。

●市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者

等の補償基礎額を引き下げました。

また、配偶者の補償基礎額の加算額も引き下げました。

条例の改正・廃止

●市税条例の一部改正及び災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正
地方税法の改正に伴い、特定配当等に係る所得、特定株式等譲渡所得金額に係る所得については、所得割の課税標準から除外し、当

該所得に係る個人の市民税の申告は要しないものとするなど、個人の市民税に係る条例が改正されました。

また、法人である政党または政治団体は、収益事業を行わない限り、均等割の非課税措置を講ずるための規定の整備をします。

災害等の被害者に対する市税の減免要件である合計所得金額に有価証券先物取引等に係る雑所得等の金額を加えるための規定の整備をします。

●市特別土地保有税審議会条例の廃止
地方税法の改正により、特別土地保有税に係る納税義務の免除に関し調査審議

するために設置している特別土地保有税審議会が廃止されたことに伴い、条例を廃止します。

その他の議案

●物品の購入(モーターボート競走用モーター及びボート)
モーターボート競走用モーター六十五基を四千二百四十九万二千四百五十円でボート六十五隻を三千六百二十五万三千七百十七円で購入します。購入先は、ヤマト発動機(株)です。

●監査委員の選任
議会選出の監査委員を、白井邦男議員とすることに同意しました。

5月臨時会で審議された議案一覧

- 専決処分の承認
 - ⑳ 市税条例の一部改正
 - ㉑ 蒲郡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
 - 条例の一部改正・廃止
 - ㉒ 市税条例及び災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正
 - ㉓ 特別土地保有税審議会条例の廃止
 - 同意
 - ㉔ 監査委員の選任
 - その他
 - ㉕ 物品の購入について(モーターボート競走用モーター及びボート)
- (○内の数字は議案番号。㉒、㉓は賛成多数で、それ以外は全会一致で可決されました。)